

13. 軽油引取税

(1) 軽油引取数量

区 分		数 量
		キロリットル
引 取 数 量 ①		1,357,817
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		116,469
差 引 ① - ② ③		1,241,348
欠 特 約 業 者 分 1/100		11,869
減 元 売 業 者 分 0.3/100		163
量 小 計 ④		12,032
課 税 標 準 量 ③ - ④ ⑤		1,229,316
そ の 他 ⑥		1,659
合 計 ⑤ + ⑥		1,230,975

(2) 特別徴収義務者数

区 分		本 店 の 数	登 録 数	事 務 所 等 数
特 別 徴 収 義 務 者	元 売 業 者	1	20	9
	特 約 業 者	80	268	585
	計	81	288	594
	仮 特 約 業 者	-	-	-
	そ の 他 の 者	-	-	-

注1 当該年度において課税されたものについて記載した。
 2 特別徴収義務者は、令和5年2月末日現在で記載した。

(3) 課税対象とならない軽油

	区 分	免税軽油使用者数等	数 量
			キロリットル
法第百四十四 条の五	輸 出	7	3,786
	課 税 済	83	66,312
	小 計	90	70,098
法第百四十四 条の六	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	船 舶	1,404	16,749
	自 衛 隊 (機 械 等)	5	221
	鉄 道 ま た は 軌 道 事 業 等	8	3,646
	農 業 等	377	1,494
	林 業 等	3	201
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	18	223
	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	1	10
	鉱 物 の 掘 採 事 業	34	8,904
	と び ・ 土 工 工 事 業	30	2,557
	鉱 さ い ・ バ ラ ス 製 造 業	6	1,541
	港 湾 運 送 業	35	2,824
	倉 庫 業	18	602
	貨 物 利 用 運 送 事 業	-	-
	鉄 道 貨 物 積 卸 業	1	108
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	27	6,045
	廃 棄 物 処 理 事 業	8	545
	木 材 加 工 業	12	624
木 材 市 場 業	3	45	
堆 肥 製 造 業	-	31	
索 道 事 業	-	-	
	小 計	1,990	46,370
	法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 五 項 関 係	-	-
	法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 六 項 関 係	-	-
	ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係	1	1
	外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係	-	-
	合 計	2,081	116,469

注 免税軽油使用者数は、令和5年2月末日現在である。